（空港法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

3　空港法施行令等の一部を改正する政令の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第一条の規定による改正後の」を削る。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

省令

○法務省令第三十号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十一条第五号の規定に基づき、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

法務大臣　山下　貴司

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
第十条　［略］ （役員の欠格事由） **第十条の二**　法第二十一条第五号に規定する法務省令で定める者は、精神の機能の障害により法第十七条及び法第十九条に定める職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。	**第十条**　［同上］ ［条を加える。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。

○財務省令第二十二号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の施行に伴い、及び通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号）第六条第一号の規定に基づき、通関業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年九月六日

財務大臣　麻生　太郎

通関業法施行規則の一部を改正する省令

通関業法施行規則（昭和四十二年大蔵省令第五十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（通関業許可申請書の添付書面） **第一条**　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一　［略］ ［号を削る。］ 二　申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員）が法第六条第一号、第三号から第九号まで及び第十一号のいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書 三　申請者（申請者が法人である場合には、その役員）が法第六条第二号に掲げる者に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面 ［四～七　略］ （心身の故障により通関業務を適正に行うことができない者） **第一条の二**　法第六条第一号の財務省令で定める者は、精神の機能の障害により通関業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。 （許可の承継に係る承認申請の添付書面） **第二条**　第一条の規定は、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。）第三条第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。	（通関業許可申請書の添付書面） **第一条**　通関業法（昭和四十二年法律第百二十二号。以下「法」という。）第四条第二項に規定する財務省令で定める書面は、次に掲げる書面とする。 一　［同上］ 二　申請者（申請者が法人である場合には、その役員）が法第六条第一号に掲げる者（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第一項の規定により成年被後見人とみなされる者及び同条第二項の規定により被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第百五十一号）附則第三条の規定により従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び法第六条第二号に掲げる者に該当しない旨の官公署の証明書又はこれに代わる書面 三　申請者（申請者が法人である場合には、当該法人及びその役員）が法第六条第三号から第九号まで及び第十一号のいずれにも該当しない旨のこれらの者の宣誓書 ［号を加える。］ ［四～七　同上］ ［条を加える。］ （許可の承継に係る承認申請の添付書面） **第二条**　前条の規定は、通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号。以下「令」という。）第三条第三項に規定する財務省令で定める書面について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、令和元年九月十四日から施行する。